

アクセス

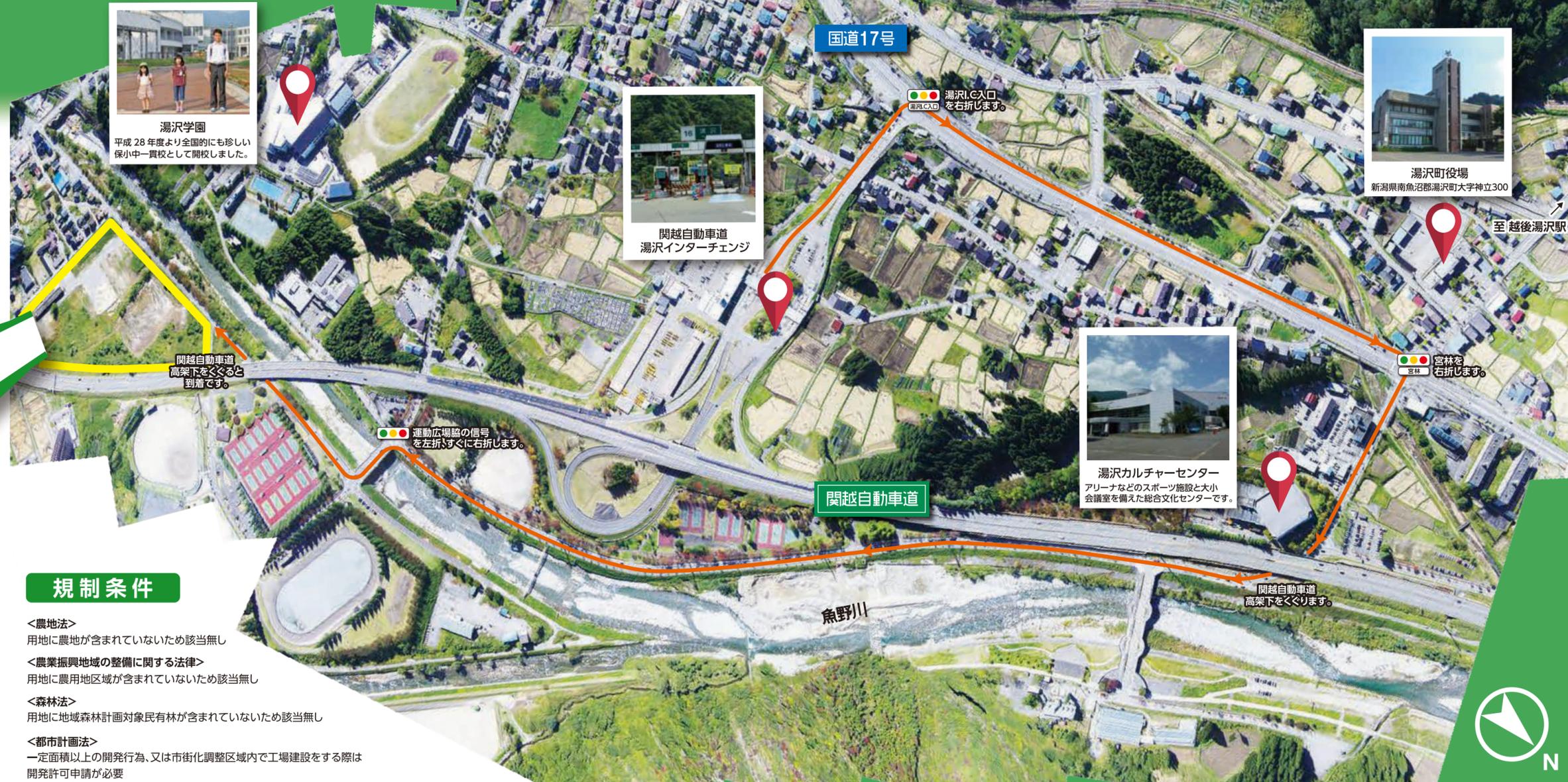
〈上越新幹線・越後湯沢駅から3.6km〉

- ・車 7分
- ・徒歩 45分
- ・路線バス

乗車…越後湯沢駅東口
降車…中央公園入口
現地まで600m(徒歩7分)

〈関越自動車道・湯沢ICから2.3km〉

- ・車 4分
- ・徒歩 15分



規制条件

- 〈農地法〉
用地に農地が含まれていないため該当無し
- 〈農業振興地域の整備に関する法律〉
用地に農用地区域が含まれていないため該当無し
- 〈森林法〉
用地に地域森林計画対象民有林が含まれていないため該当無し
- 〈都市計画法〉
一定面積以上の開発行為、又は市街化調整区域内で工場建設をする際は開発許可申請が必要
(行為地が3,000㎡以上、中高層建築物の場合は高さ18m以上)
- 〈海岸法〉
海岸保全区域及び一般公共海岸区域が含まれていないため該当無し
- 〈工場立地法〉
特定工場に該当する際は届出が必要
製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所を除く)
敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上
- 〈高圧ガス保安法〉
高圧ガス製造施設又は貯蔵所を設置する際は許可申請が必要
- 〈大気汚染防止法〉
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設を設置する際は届出が必要
- 〈地すべり等防止法〉
地すべり防止指定区域が含まれていないため該当無し
- 〈水質汚濁防止法〉
汚水又は廃液を排出する施設を設置する際は届出が必要
- 〈騒音規制法〉
著しい騒音を発生する施設を設置する際は届出が必要
- 〈急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法〉
急傾斜地崩壊危険指定区域が含まれていないため該当無し
- 〈振動規制法〉
著しい振動を発生する施設を設置する際は届出が必要
- 〈国土利用計画法〉
一定面積以上の土地売買等の契約を締結する際は土地に関する権利の移転等の届出が必要(5,000㎡以上)
- 〈省エネ法〉
2,000㎡以上の工場を建設する際は届出が必要
- 〈ダイオキシン類対策特別措置法〉
ダイオキシン類を発生及び排出する施設を設置する際は届出が必要
- 〈砂防法〉
砂防指定地内が含まれていないため該当無し
- 〈港湾法〉
港湾隣接地域又は臨港地区が含まれていないため該当無し
- 〈建設リサイクル法〉
500㎡以上の工場を建設する際は届出が必要
- 〈鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〉
特別保護地区が含まれていないため該当無し
- 〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置する際は許可申請が必要
- 〈消防法〉
危険物製造所などを設置する際は許可申請が必要

湯沢町の気候

年間降水量	平成27年	過去5年平均	梅雨	平成27年	過去5年平均
	年間	2,286.0mm		2,376.5mm	入り
日最大	69.0mm	91.6mm	明け	7/25ごろ	7/24ごろ
1時間最大	30.5mm	37.6mm	降雪量	平成27年	過去5年平均
年間気温	平成27年	過去5年平均	合計	1,208cm	1,012cm
最高	36.6c	35.4c	日降雪の最大	93cm	67cm
最低	-8.5c	-9.5c	最深積雪	284cm	315cm
風速・日照	平成27年	過去5年平均			
平均	1.9m/s	1.7m/s			
最大	11.0m/s	12.1m/s			
日照時間	1,353.2h	1,347.5h			

